

改正公益認定法に係る政・府令案に関する意見募集についての意見提出について

公益財団法人 公益法人協会
(法制・コンプライアンス合同委員会)
(税制・会計合同委員会)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)等に関する意見募集について、以下の通り、意見を提出する。

注. 以下の条文は、全て内閣府令案に対応しております。

○ (法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者) 第4条及び第5条のそれぞれ第四号

〔条文〕

「三 第一号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人

四 第二号に掲げる者が法人である場合にあつては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人」

〔意見〕

社団法人に比して財団法人だけ「その子法人の」とされた。この趣旨を確認したい。財団法人を社団法人と同様にしても良いのではないか。

〔理由〕

改正認定法第5条第十五号に於いて一般法人法第2条第四号(および同施行規則第3条)の制約を受ける建付けになっているが、社団法人と財団法人で子法人に関する外部理事・監事の定義が異なっている趣旨を確認したい。

○ (軽微な変更) 第9条第三号ロ

〔条文〕

「事業の統合、再編、承継その他の変更であつて、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの」

〔意見〕

「内閣総理大臣が定めるもの」とされた条文の趣旨を確認したい。

〔理由〕

重要なものであれば、一覧性、予測可能性を高めるため、内閣府令に明記することが必要と考える。

○第二章第一節第二款 中期的収支均衡 第15条～第23条

〔意見〕

第16条から第22条までの規定ぶりは複雑に過ぎて理解が容易ではないため、府令の規定は、基本的事項あるいは例外的事項にとどめ、具体的な計算方法などはガイドラインで

例を示すにとどめ、基本的には法人自治に任せるべきと考える。

また、中期的収支均衡に関する数値にとどまらず、使途不特定財産額に関する数値、公益目的継続予備財産に関する数値、公益充実資金に関する数値などこれまで定期提出書類に依っていた情報について、財務諸表等を含めると、行政庁からの修正指示がなされた場合、監事に依る再監査や、理事会への再承認手続き等が必要となり、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。このため、行政庁による修正指示等があった場合には、監事による再監査や理事会への再承認手続きを不要とする等を検討いただきたい。

【理由】

今回のパブコメ募集の参考資料「内閣府令案の概要」（A4 横長）P15 に「中期的な期間における収支状況は基本的に法人の経営判断」とあるとおり、いかにして中期的収支均衡を図るかは基本的に法人の経営判断に委ねられるべきものであるべきところ、府令であまりに詳細で、理解が難しい複雑な規定を置くと、かえって自主的な経営判断姿勢を阻害するだけでなく、各種誤りの誘発等の法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。また、中期的収支均衡の数値が、会計基準上の注記あるいは附属明細書等を構成することになれば、修正が必要な場合、財務諸表等の修正となり、理事会や社員総会／評議員会への再付議が必要となるなど、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。

○（年度剰余額等の算定）第 16 条第 2 項のただし書き

【条文】

「ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。」

【意見】

「年度欠損額を零とすることができる」とは、どのようなことを想定しているか、本条の趣旨を確認したい。

【理由】

赤字繰り越しを放棄することになると思われる。赤字継続法人の管理・事務負担軽減の趣旨かどうか確認したい。

○（年度剰余額等の算定）第 16 条第 2 項第二号のイ

【条文】

「当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）」

【意見】

当該条項を、同項第一号のロの()内の公益充実資金に係る事項とともに、選択可能とすることを検討いただきたい。（但し、一度選択したら変更不可）
その場合、「第 16 条第 2 項第一号のロを当該事業年度の公益充実資金（略）の取崩額

(取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財産(略)に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除『することができる』。但し、その場合に限り、同項第二号イの()内の公益充実資金に関する部分を適応する。)」とすることも含めご検討いただきたい。

〔理由〕

公益目的保有財産に充当される公益充実資金等の中期的収支均衡算定上必要であるが、現実問題として、公益充実資金等充当の当該公益目的保有財産の減価償却費相当額の控除を、償却完了まで毎年度継続(途中除却等を考慮すると、個別管理が必要)することとなり、毎年度多種類の固定資産を購入するような法人にとって、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。

○ (残存剰余額の解消) 第17条第1項第二号

〔条文〕

「公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにおいて、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足(当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金(前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額))を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済 その返済に充てた額」

〔意見〕

「コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」とある処、当該条項で対処すると考えて良いか確認したい。

〔理由〕

今回のパブコメ募集に附帯する(A4横長資料)「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について 内閣府令案の概要 参考資料」の10ページ末尾「※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、「コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」とあることの確認。

○ (残存剰余額の解消) 第17条第1項第三号

〔条文〕

「前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項その事項に要した額」

〔意見〕

コロナ禍において、赤字資金の借入調達ができず、基本財産の取崩等で対応していた法人への救済策を検討いただきたい。

〔理由〕

コロナ禍対応に依る赤字資金借入金返済は前号で対応可能と思われるものの、実際には、金融機関と交渉した結果銀行借入ができなかった先が多く、実務界からの現実的な要

望である。

○（公益充実資金）第23条第1項第一号

〔条文〕

「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」

〔意見〕

「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」を、「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動（いまだ認定されていない将来の新規事業を含む）の実施又は・・・」等、明示していただけないか。

〔理由〕

現行規則第18条 特定費用準備資金 第1項にも、「公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために・・・）」とあり、両者とも「将来の特定の活動の実施」と、同様の表記となっている処、有識者会議最終報告に云う「いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て」が新ガイドラインで規定されるものと予想できるものの、新規則が現行規則と同様の表記であるため。

○（公益充実資金）第23条第1項第二号

〔条文〕

「公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。」

〔意見〕

インターネット等で公表することは情報公開として望ましいと考えるが、「その他の適切な方法による速やかな公表」とは具体的にどのようなものを想定しているか確認したい。「書類の備え置きによること」も含まれると、理解してよいか。

また、公表するにあたっては、数値が確定してからでないと現実的ではないため、「当該事業年度の終了後」「速やかに」ではなく、「決算確定後速やかに」としていただけないか。

〔理由〕

その他の適切な方法による速やかな公表について、その具体的な内容を確認するものである。

○（公益充実資金）第23条第1項第二号（注. 公益目的事業継続予備財産と同様）

〔条文〕省略

〔意見〕

上記（公益充実資金）の意見に同じ

〔理由〕

第23条第1項第二号と同様の条項が、（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等）第37条第3項にある。上記理由と同じ。

○ (公益充実資金) 第 23 条第 1 項第二号ホ

〔条文〕

「前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項」

〔意見〕

内閣総理大臣に委任するのでは無く、内閣府令に明記し、一覧性および予測可能性を高めることが必要と考える。

また、現行の特定費用準備資金の規定と同様「算定根拠」が残っているが、特定費用準備資金+資産取得資金=公益充実資金ということに止まらず、いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないか。

〔理由〕

いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないかと思われる。

○ (公益充実資金) 第 23 条第 1 項第三号

〔条文〕

「公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。」

〔意見〕

「特別の手続」について、具体的に何を指すか（現行同様、理事会決議が想定されるが）、明示していただきたい。

〔理由〕

実務手続きとして、法人自治か、或いは「理事会決議が望ましい」等の推奨手続きかどうかを確認したい。

○ (公益充実資金に係る調整) 第 30 条第 1 項

〔条文〕

「各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の活動の実施に限る。）の所要額の合計額を『乗じて』同日における積立限度額で『除して』得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」

〔意見〕

第 1 項を第 2 項と同様、「当該事業年度の公益充実資金の積立額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために積み立てる額を除く。）を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」と規定せずに、『乗じて』『除して』とした趣旨を確認したい。

また、途中変更の必要がある場合（例えば、将来プロジェクトで計算機購入予定だったものを計算委託とする場合等）、過去の年度に遡って、公益目的事業比率を再調整するまでは求めない運用をお願い致したい。

〔理由〕

同条第1項に依って積立時に公益実施費用に参入される額は、将来、第2項に依って取崩時に公益実施費用から控除される額と、最終的には合致する建付けであると考えたため。

○（使途不特定財産額の保有の上限額）第34条第1項ただし書

〔条文〕

「略 ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（略）を基準額とすることができる。」

〔意見〕

合理的理由を求める必要性を再度ご検討いただきたい。

〔理由〕

有識者会議最終報告においては、理由の明示は記載されているが、合理的理由までは求められていない。

○（使途不特定財産額）第36条第3項

〔条文〕

五〔略〕

〔号を削る。〕 参考：現行規則 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

〔意見〕

現行の5号財産について「号を削る」とされたが、5号財産の制度はなくなったものと理解してよいかどうか確認したい。その場合、これまで5号財産とされていたものは、全て1号財産（公益目的事業財産）と2号財産（法人活動保有財産）に振り替えを行う必要があるのかどうか確認したい。

現行6号財産について、「（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）」は、改正後6号財産では（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）とされた。すなわち、6号財産には果実を組み入れること自体ができなくなったとの理解が正しいかどうか確認したい。また、1号財産・2号財産の果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものとの制約がなくなったと理解してよいか。

〔理由〕

控除対象財産の定義が見直されているため、この趣旨と内容を確認するもの。

特に、現行の5号財産や6号財産等の果実について、寄付者より果実を含めた指定があった場合、意思を尊重するうえで問題とならないかを確認したい。

○（公益法人の運営を行うため必要な財産）第44条

〔条文〕

「法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。」

〔意見〕

収益事業等を行わず区分経理を実施しない公益法人に於いて、法人活動保有財産が公益目的事業財産等から除外され、その結果、公益目的取得財産残額から除かれることとなり、収益事業等を実施しない小規模法人への配慮として評価する。一方、同条かつこ書きに「(法人活動保有財産・・・略・・・にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）」とある処、そもそも法人活動保有財産は公益目的事業の用に供されないのではないか。あるいは、公益目的事業との共用財産を指しているのかを確認したい。

〔理由〕

条文の文言の確認

○（事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）第46条第1項第二号ハ

〔条文〕

「理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由」

〔意見〕

役員個別報酬の開示は、「計算書類や事業報告の開示」でもよいと理解してよいか。

〔理由〕

通常、計算書類や事業報告での開示が適切かと思われる。

○（事業報告等の提出）第57条第1項第二号

〔条文〕

「二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」

〔意見〕

現行制度と同様の文言が残っているが、当該書類の具体的内容を確認したい。

〔理由〕

提出書類の定式化とともに、具体的な記載例をガイドライン等で示すことをお願いした

い。

○（公益認定等の基準に関する経過措置の特例） 改正認定法附則第5条第2項および第3項 適用の緩和措置

〔意見〕

外部理事、外部監事に関する規定は、この法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての理事・監事の任期が満了する日の翌日から適用するとされている。

これに対して、2025年6月に理事・監事の全員が改選される法人等においては、新たに外部理事・外部監事の候補者を選出し就任承諾要請を得なければならない、このための時間が不足し、選任が間に合わない場合が懸念されている。また、定款変更等が必要（社員の中から理事を選任する、理事の総数が上限に達している等）、報酬規程の変更等が必要（新たに選任する外部理事に対する報酬等）とするケースも生じている。このため、候補者の選任手続きをすすめている場合等においては、事情に応じて、1年間の猶予期間を検討頂けないか。

〔理由〕

多くの公益社団法人からの要望である。

以上